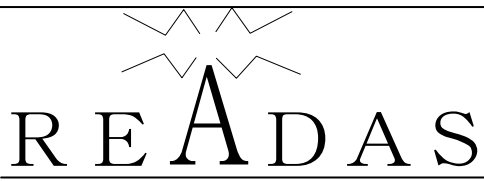


第 5700 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月26日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 法人税の申告期限の延長特例

**Q**：法人税の申告期限の延長特例が改正されたとか。どのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

法人税の申告期限は、原則として各事業年度終了の日の翌月から2月以内、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため提出期限までに提出することができない常況にあると認められるときは1ヶ月の延長が認められていましたが、株主総会の期日設定の柔軟化に対応するために、今年度の税制改正でこの特例が改正されることとなりました。

改正では、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの定めにより、事業年度終了の日の翌日から2月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合に提出期限の延長が認められるものとし、①1ヶ月の延長、②会計監査人の監査が必要で、かつ、定款等の定めにより事業年度終了の日の翌月から3月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合に、その内容を勘案して4月を超えない範囲で、③特別の事情により②の常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合に、税務署長が②と③を指定することとなっています。

